

平成 26 年版 楽学宅建 基本書

(3627)

【法改正のお知らせ】

平成 26 年 9 月 3 日
 (株)住宅新報社
 出版・企画グループ
 TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P465 真ん中やや下 ここもチェック 買換え特例の要件 (C)	対価の額が <u>1.5</u> 億円以下	対価の額が 1 億円以下

平成 26 年版 楽学宅建 基本書

(3627)

【法改正のお知らせ】

平成 26 年 7 月 25 日
 (株)住宅新報社
 出版・企画グループ
 TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 26 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 26 年 10 月 19 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P308 下 3 行目	規定があるが、最高裁判所の判決で、 <u>非嫡出子も嫡出子もまったく同じ扱いにすべきであると判断した。ただし、現時点では、民法の規定は改正されていない。</u>	規定が あったが 、 非嫡出子も嫡出子もまったく同じ扱いにすべきであるという改正がなされた。
P358 下 6 行目	指定都市の <u>全部・一部</u> を含む都市計画区域は、	指定都市の 全部 を含む都市計画区域は、
P370 下 10～11 行目	都道府県にあつては <u>国土交通大臣</u> と関係市町村長に、市町村にあつては <u>国土交通大臣</u> と都道府県知事に	都道府県にあつては関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事に
P471 上 7 行目	受取金額が <u>3</u> 万円未満の	受取金額が 5 万円未満の

【正 誤】 上記書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
469 下 11 行目	(3) <u>非課税</u> 文書	(3) 課税されない 文書